

# ベイリーフ通信

2019年7月20日号



## ★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス \*\*\*\*\* page 2

直近の労働・社会関連記事一覧

★パワーハラスメント対策が義務化に \*\*\*\*\* page 3

改正労働施策総合推進法が成立

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時\*\*\*\*\* page 4

賃金を過払いしてしまった場合は？

★ ベイリーフの庭から（編集後記）\*\*\*\*\* page 4



## ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

### 1. 労災保険・他社賃金も加味して給付へ (2019/07/15)

厚生労働省は、兼業・副業を行う複数就業者の労災保険給付において、労災を発生させていない事業場の賃金額を加味して給付額を決定する方向で具体的な検討に入った。ただし、労災を発生させていない事業場に労働基準法上の災害補償責任を負担させるのは不適切としている。使用者側は、複数就業者の生活保障の必要性は理解するが、賃金額の合算を前提とする議論に対して「強い違和感」を表明している。

### 2. 専門・技術職 29.5万円に (2019/07/15)

平成30年度下半期に中途採用された常用者・男性の平均賃金は、専門的・技術的職業 29.5万円、事務的職業 32.9万円、技能職全般を含む生産工程、労務の職業 22.8万円などとなった。全職業で29年度下半期の結果を上回り、専門的・技術的職業では2.8%増加している。女性は全体平均で2.9%増の21.0万円となり、事務的職業が2.8%増の21.8万円、介護職や給仕係などを含むサービスの職業が3.1%増の19.7万円などとめだって伸びている。

### 3. 死亡前1カ月に102時間残業 (2019/07/15)

ヤマト運輸(株)でセールスドライバーとして働いていた46歳の労働者が、くも膜下出血で死亡したのは業務上災害であるとして、遺族が労災認定を求めた裁判で、熊本地方裁判所(小野寺優子裁判長)は国に労災保険不支給決定の取消しを命じた。同社が実施した未払い賃金の調査を基に、休憩が十分でなかったと推認。死亡前1カ月間の時間外労働は熊本労働基準監督署の算定より多い102時間に上ると判断した。国は、同社の調査は従業員の自己申告に基づくもので、正確でないと主張したが認められなかった。

### 4. 建設業の担い手確保へ3法改正 (2019/06/24)

建設業における働き方改革の促進や生産性などを目的とした建設業法および公共工事入札契約適正化法一括改正案と公共工事品質確保法改正案が今通常国会で可決成立した。「新・担い手3法」と位置付けられている。改正建設業法では、建設業許可の基準を見直して社会保険への加入を要件化したほか、工期の適正化をめざし、著しく短い工期による契約締結を禁止した。改正品質確保法では、基本理念として、地域における担い手の育成・確保などによる品質確保を規定している。

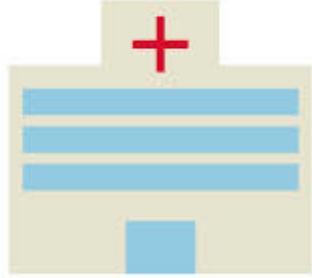
## ★健康保険証とマイナンバー★

現在の開会中の国会において、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案が成立、公布され、マイナンバーカードに健康保険証の情報を載せることが可能となりました。

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（案）」が資料として示されています。

1. 自治体ポイントの実施
2. マイナンバーカードの健康保険証利用
3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新  
の推進等

2の内容としては、以下のとおりとなっています。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- ・全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- ・令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。  
方針案の内容を確認すると、「令和2年4月より、マイナンバーカード交付におけるマイナポータルを通じた健康保険証利用に係る予約同意による一括処理を進めるとともに、令和3年3月からは、一定の病院等の窓口における本人確認（顔認証方式）による登録処理を進める。さらに、初回登録等の手続における直接的なメリットの付与の在り方（ポイント等）についても、検討する。」という記載もあり、今後急速に整備が進められることが予想されますね。

健康保険等のご相談、気軽にお問い合わせ下さい。

・・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

# ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

## 第92回

賃金を過払いしてしまった場合は?

Q、給与計算担当者の退職で、担当者が変わりました。賃金計算の不慣れにより一部の社員に数ヶ月間、実際より多くの残業手当が支払われてしまいました。この場合、返還請求をすることが出来るでしょうか?

A、「不当利得返還請求権」により返還を求めることが出来ます

給与計算の誤りにより、雇用契約書や賃金規程の定めに基づいて算出された賃金よりも多くの賃金が支給されていたことが発覚した場合、その過払い賃金について会社は返還を求めることが出来ます。

一方、労働基準法では、「賃金は全額を支払わなければならない」と定められていますので、過払いが発覚したからと言って、翌月支給される給与から会社が一方的にその過払い分を控除することはできません。

会社や給与担当者にたとえ過失があったとしても、民法の一般原則に従い過去10年までは遡って返還請求を行なうことが出来ますが、本人との話し合いの上で返還方法や控除の回数を決定し従業員にあまり負担がかからないよう考慮してあげましょう。



民法703条 法律上の根拠もなく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、返還する義務がある。

## ★ベイリーフの庭から★

・ · · 編 集 後 記 · · ·

長い梅雨となりました。鬱々として天候と人のモチベーションは気圧が関係するのか非常に影響されるものですね。

建設業では工事の遅れ、生産の現場や小売業は天候不良で経済にも影響しているようです。しかし、もう少しです。きっとこの梅雨冷も懐かしく思えるように夏はすぐそこに来ています。明けない梅雨はない！頑張っていきましょう！

・ · · 発 行 ・ 制 作 · · ·



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<http://www.officebayleaf.com>